

資料 1

(仮称) 区政運営の新しいビジョン

《構想編・戦略計画編》

〈素案〉
(抄)

平成 26 (2014) 年 12 月

練馬区

区政運営の新しいビジョン（素案）の策定にあたって

「行政とは改革である」 私が区政に臨む原点です。モデルなき未知の時代に直面しているいま、何が住民全体の利益であるか、不断に見極めることが求められています。新しいビジョンは、区政運営の羅針盤として作成するものです。みどりに恵まれた環境と都心に近い利便性が両立した住宅都市を基本に、練馬区の潜在力を花開かせた、新しい成熟都市をめざしてまいります。

これまでのいわば網羅的な計画とは異なり、主要な施策の方向性を示したうえで、来年度から5か年で取り組む基軸プロジェクトとして、18の戦略計画を取り上げました。

今回の素案は、区民の皆様とともに考え議論するための素材です。コンパクトで分かりやすい内容とするよう心がけました。皆様の活発なご意見をお待ちしています。

練馬区長 前川 燿男

はじめに

1 策定の目的

今後の区政運営の方向性を明らかにし、現状を踏まえつつ将来を見据えた戦略を提示するため、区政運営の新しいビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定します。

2 ビジョン（素案）の構成

(1) 構想

区政を取り巻く社会状況や練馬区の特徴を踏まえ、練馬区の将来を見据えた施策の方向性を明らかにします。

10年以上の長期的見通しをもつものとし、まちづくりなど長期的な展望をもって取り組むべき施策については、特に年次を限定しないこととします。

(2) 戦略計画

本ビジョンで示す施策を進めるうえで、根幹となるリーディングプロジェクトを戦略計画と位置づけます。区民のリアルな行政需要にこたえ、制度や組織の壁を超えた戦略的な取組を計画化します。計画期間は平成27年度～31年度の5か年とします。

(3) 白書

練馬区の人口動態と将来人口の推計、土地利用、産業構造、生活実態、区民サービスの状況等の各種データを基に、練馬区の特徴や課題等を分析し、構想や戦略計画の立案の背景を示します。

3 位置づけ

(1) 区の基本計画である現行の長期計画（平成22年度～26年度）は、平成27年3月までを計画期間としています。ビジョンは、平成27年度以降の基本計画としての位置づけをもつものとします。

(2) 戦略計画の中で、今後の行政改革についての基本的考え方を示します。具体的な取組については、平成27年度に明確化します。

4 ビジョン策定のスケジュール

平成26年12月に素案を公表し、区民意見反映制度や区民説明会などにより、平成27年1月末まで区民意見を聴取します。その結果を踏まえて、平成27年3月を目途に策定します。

5 施策の体系

ビジョンに基づく施策の体系（骨格のイメージ）は、巻末に参考として添付します。今後さらに検討を進め、ビジョン策定の際に施策の体系を示します。

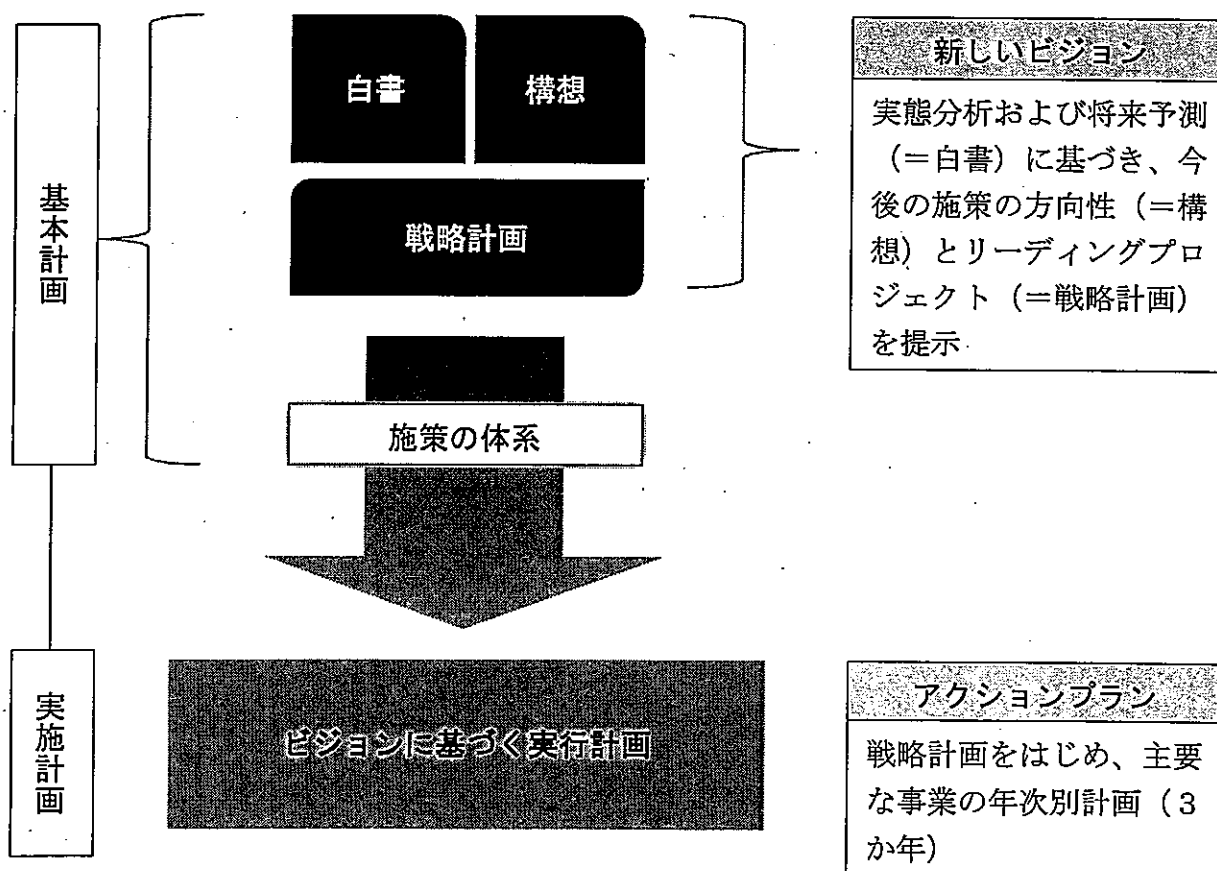
6 アクションプランの策定

ビジョン実現に向けた工程を示すため、平成27年度から29年度までの3年間の具体的取組を示すアクションプラン（実施計画）を策定します。アクションプランは、戦略計画をはじめ、ビジョンに基づく主要な事業の3か年の取組を明らかにします。平成27年度予算と並行して検討を進め、平成27年2月を目途に素案を公表する予定です。

7 個別計画との関係

分野ごとの個別計画は、ビジョンとの整合を図って策定します。ビジョンの戦略計画に位置づけられる取組は、分野ごとの個別計画にも織り込みます。

区政運営の新しいビジョン 構成



《 構想編 》

構想

区政を取り巻く社会状況や練馬区の特徴を踏まえ、練馬区の将来を見据えた施策の方向性を明らかにします。

10年以上の長期的見通しをもつものとし、まちづくりなど長期的な展望をもって取り組むべき施策については、特に年次を限定しないこととします。

- 1 新しい成熟社会に向けて
- 2 練馬区の主な特性
- 3 新しい成熟都市をめざす施策の方向性

近未来ストーリー『新しい成熟都市 練馬』

1 新しい成熟社会に向けて

(1) 新しい成熟社会とは

このビジョンでは、これからの社会を、これまでとは異なる「新しい成熟社会」と位置づけています。

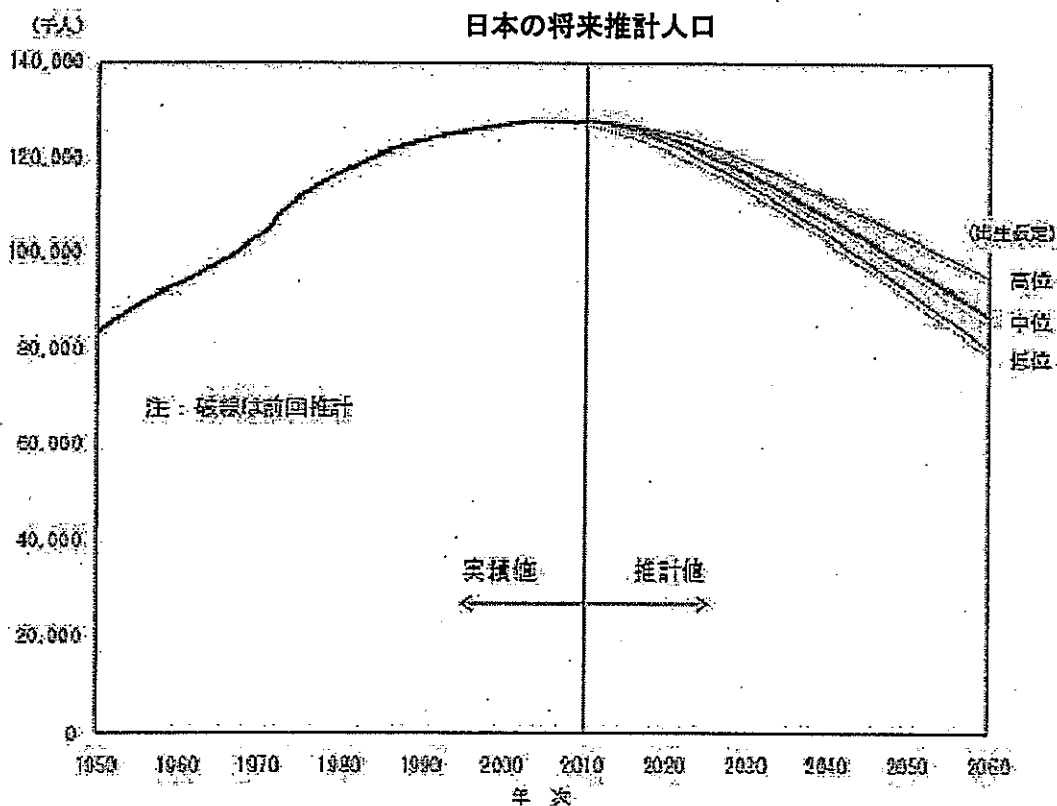
我が国は、高度経済成長をへて安定成長期を迎え、生活、経済、都市インフラ、行政サービスなどが一定の水準に達し、全体としては豊かな社会になりました。この頃から“量から質へ”の考え方が広がり、成熟社会への兆しが芽生えました。こののち、バブル経済破たん後の長い低成長期が現在にまで至り、成熟社会という認識が共有されるようになってきました。

新しい成熟社会において足元から起こっている事象は、つぎの5つです。

① 人口の減少

平成 22 (2010) 年の約 1 億 2,806 万人をピークに、日本の人口は減少に転じ、総人口は平成 72 (2060) 年には 8,674 万人になると推計されています(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計)」の中位推計。下図参照)。

日本創成会議の“日本の自治体の半数近くが消滅する”という予測は、国民を震撼させました。我が国は、人口が早いスピードで縮みゆく現実に向直しています。



[出典] 国立社会保障・人口問題研究所

② 「超」超高齢社会へ

日本は平成 19 (2007) 年に高齢者比率が 21.5% を超えて超高齢社会に入りました。平成 72 (2060) 年には 39.9% となることが予測されており (国立社会保障・人口問題研究所の中位推計)、高齢者が人口の半数近くになる「超」超高齢社会を迎えます。介護、保健、医療などの課題にどのように対応するか、厳しい事態が待ち受けています。

③ ICT (情報通信技術) の進展

ICT の急速な進展は、「情報」や「コミュニケーション」の概念を大転換しました。今や、特別な設備や技術を持たなくても、情報を瞬時に全世界の人々とやりとりすることが可能となっています。反面、サイバー犯罪、情報漏えいやスマホ依存などの弊害も指摘されています。進化し続ける ICT は、大きな影響力をもって、今後の社会を質的に変化させていきます。

④ 公共活動の主体の多様化と拡大

従来、公共分野における活動の担い手は、「行政」「専門家」が主でした。平成 10 (1998) 年、NPO 法ができ、福祉分野に係る NPO 法人などが多数誕生しました。介護や保育の分野などでは、株式会社の参入も進んでいます。阪神・淡路大震災を契機にボランティア活動はますます盛んになっています。ユニークな祭りの創出や、地域活性化に向けて即興的に有志が集まる試みも広がっています。

⑤ 東日本大震災がもたらした影響

大震災は、未曾有の被害をもたらすと同時に、道路、上下水道、港湾などの基礎インフラ、国・自治体の防災対策、情報伝達の仕組み、住民と行政の関係、地域コミュニティなどについて、根底から問い直しを迫る契機となりました。

(2) 未知の時代を拓く

新しい成熟社会は、従来のような成長の延長線上にある“豊かさ”とは、異なる局面をもちます。私たちは、モデルなき未知の時代に直面しているのです。

前例踏襲や横並び意識は意味をもたなくなります。地域特性を最大限に活かす知恵と工夫をこらし、都市基盤も、施設も、サービスも、リアルな現実に基づいて新しく構想し、生み出していく「創造」の時代に立ち向かわなければなりません。

これを担う区の職員一人ひとりに、清新な志が求められます。

新しい成熟社会は未知の地平 (フロンティア) です。練馬区は、このビジョンを羅針盤として、新時代の自治体をめざして漕ぎ出していきます。

※ 成熟社会： 量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する、平和で自由な社会。 [英国 ガボールの定義から]

2 練馬区の主な特性

(1) 人口の動向

① 人口増が続いているが、近いうちに減少局面を迎える可能性も

練馬区は、これまでほぼ一貫して人口が増え続けてきました。

平成 26 年 10 月 1 日現在の総人口は 714,567 人です。特別区では 2 番目、全国でも 21 番目の大都市です。

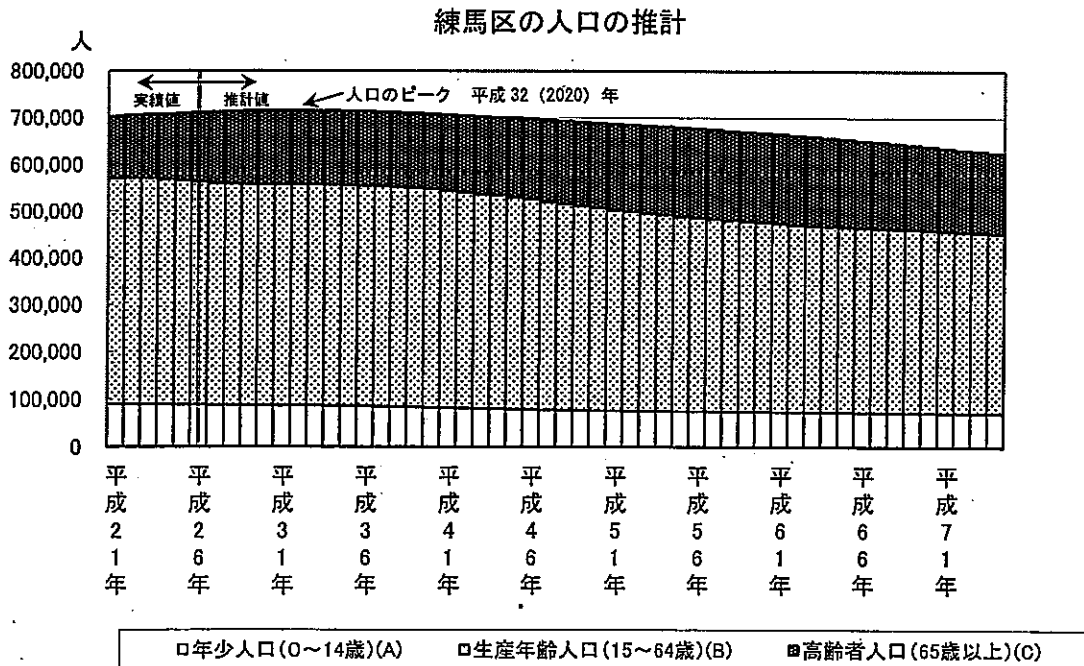
ビジョン策定にあたり、過去 5 年の推移に基づく将来人口推計を行ったところ、平成 32 (2020) 年をピークに、人口が減少していくと予測されています。この推計は、リーマンショック後の不況や東日本大震災の影響により近年人口の伸びが鈍化していたことが影響していると考えられますが、いずれにしても近い将来、練馬区も人口減少局面を迎える可能性を示しています。

② 高齢化が着実に進む

高齢者比率は確実に高まっています。平成 26 年 1 月 1 日現在では 20.8% でしたが、平成 56 (2044) 年には 28.0% に達すると見込まれます。

単独世帯が著しく増加し、高齢者の単独世帯が増加しています。

生産年齢人口 (15 歳～64 歳以下) は平成 26 (2014) 年の 474,426 人から、平成 56 (2044) 年には 414,589 人と約 13% 減少すると見込まれています。



[出典] 練馬区企画部資料

③ 年少人口、子育て世帯の比率が高い

年少人口の比率が 12.5%と、都や区部平均より高くなっています。18 歳未満の子どもがいる世帯の割合も高く、ファミリー層が多くなっています。保育所の増設など保育サービスの充実を進めていますが、保育所・学童クラブとも待機児童が発生しています。

④ 長期居住者が増加している

区民意識意向調査では、区内に 21 年以上在住している住民の割合が、平成 15 年の 49.8%から平成 25 年には 55.6%に増加しました。また、「練馬区に住み続けたい」という定住意向は、平成 15 年の 67.4%から平成 25 年には 81.0%と、10 ポイント以上の高まりを見せています。

⑤ 夜間人口が多い

平成 22 年の国勢調査では、昼夜間人口比率は 82.1%と、23 区で一番低くなっています。

(2) 地勢・土地利用

① 都心に近い立地、なだらかな地形

練馬区は、東京都 23 区の西北部、都心に比較的近い位置にあります。面積は 48.16 km²で、23 区では 5 番目の広さです。地形は、海拔約 30m から 40 m 前後の武蔵野台地と石神井川、白子川の沖積低地により形勢され、西側が高く東側に行くにつれて低くなっていますが、ほとんど高低差がなく、なだらかです。

地質は、上総層群と呼ばれる比較的固い第三紀層の上に武蔵野砂礫層が 7~8 m の厚さで重なり、その上を関東ローム層が 7~10m の厚さで覆っていて、一般に支持力の強い地盤上にあるといわれています。

② 宅地が 6 割

土地利用では、宅地が 6 割を超えています。

③ みどり豊かで農地が多いが、減少の懸念

緑被率は 25.4%で、23 区で最も高くなっています。民間所有等の樹林地を区民に公開している憩いの森・街かどの森も約 10.7ha と、23 区で最も多い面積となっています。

緑被地の中では宅地等のみどりや農地など私有地のみどりが約 8 割を占めており、今後の減少が懸念されます。

農地面積は約 230ha と 23 区で最大となっていますが、相続時の税負担や後継者不足などにより平成 4 年の約 488ha から半減しています。

(3) 交通基盤

① 鉄道の整備は進んでいるが、空白地域も存在

区内には、西武池袋線・豊島線・新宿線、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線、西武有楽町線、都営地下鉄大江戸線が運行しており、全体として交通アクセスは良くなっています。しかし、区北西部には、鉄道駅から 1 km 以上離れている鉄道空白地域が存在しています。

② 都市計画道路の整備率は低く、特に西部地域が低い

区内の都市計画道路の整備率は約 49.9%で、23 区平均の約 63.8%を下回っています。特に西部地域の整備率は約 29.0%と低く、南北方向の道路整備の遅れが目立っています。

③ 日常生活の移動の負担になっている踏切

区内には、踏切が 36 か所（練馬区近接も含む）あります。その中には遮断時間が長い踏切もあり、日常生活の移動の負担になっています。

(4) 防災・産業・文化

① 区民防災組織の活動

区内には、区民が自主的に設立・運営している避難拠点運営連絡会や防災会など約 410 組織の区民防災組織があります。日頃から初期消火や救出・救護、避難誘導、避難所運営などの訓練に取り組み、災害に備えています。

② 区内事業所のほとんどが中小企業

区内には、約 2 万の事業所があり、その約 9 割が、従業員 20 人未満の小規模事業所です。

平成 24 年の経済センサスでは、卸売・小売業が最も多く、次いで建設業、飲食サービス業、不動産業の順となっています。従業者数では、卸売・小売業、医療・福祉業が多いのに対し、全国や東京都と比べ製造業の比率は低くなっています。

アニメ関連の事業所が集積しており、全国で最も多くの企業が立地しています。

商店街は、商店会・会員数とも減少傾向にあります。

③ 病院・病床が少ない

区内の一般・療養病床のある病院は、平成 20 年の 19 病院から 2 病院減少し、17 病院となっており、区民が入院する際は区外が約 7 割近くになっています。

一般・療養病床数は 23 区で最も少なく、人口 10 万人あたり 281 床（平成 26 年 9 月現在）で、23 区平均の約 3 分の 1 となっています。

④ 江古田駅周辺に 3 大学が立地

江古田駅周辺には、日本大学芸術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学の 3 大学が立地し、学生のまちを形成しています。

⑤ 区立・民間の文化芸術関連施設

区立の文化施設として、練馬文化センター、大泉学園ホール、生涯学習センター、美術館、石神井公園ふるさと文化館等があり、区民に活動や鑑賞の場として利用されています。また、ちひろ美術館・東京や光が丘美術館、唐澤博物館など、民間の文化施設もあります。

(5) 住宅都市としてさらに発展していく可能性

人口の動向や土地利用、交通、産業構造など、全体として、みどり豊かな環境と都心に近い利便性が両立する良好な住宅都市としての特徴が表れています。

一方で、今後解決しなければならない課題も抱えています。

区の特徴を活かす施策を進めることで、人口減少社会にあっても活力のあるまちとして、さらに発展していく可能性を有しています。

3 新しい成熟都市をめざす施策の方向性

新しい成熟社会に向けての大きな潮流を踏まえ、10年程度先を見据えて進める主要な施策の方向性を示します。

(1) 子どもの成長と子育ての総合的な支援

地域社会を支える子育て世代が住みやすいまちづくりを進めます。仕事と生活のバランスがとれ、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子どもたちが健やかに成長できるよう教育を充実します。

- ① 多様なライフスタイルや働き方、子育ての希望に対応できるよう、すべての子どもたちを視野に入れた総合的な子育て支援策を充実します。これまで別々の制度になっていた保育や教育にかかる事業を再構築し、個々のニーズにあったきめ細かいサービスを提供できるようにします。
- ② 夢や目標をもち、困難を乗り越える力を備えた子どもを育むため、家庭・学校・地域と行政が力を合わせて練馬の教育を充実します。

(2) 安心して生活できる福祉・医療の充実

だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域社会での見守りと支え合いの体制や、一人ひとりにあった支援を受けられる仕組みを構築します。

- ① 団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年に向け、さらにはその後も続く高齢化を見据え、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立します。
- ② 障害者の個々の状況に合わせて、就労や住まいなど地域生活を支援するサービスを充実します。
- ③ 区内の病床を増やし、急性期から在宅まで切れ目のない医療を受けられる医療環境を整えます。

(3) 安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

鉄道や道路の整備、木造住宅密集地域の改善など、練馬区の都市基盤の課題を克服し、さらにみどり豊かで安全・快適な住宅都市をめざして着実にまちづくりを進めます。

- ① 快適な都市環境を創出するものとして、鉄道や道路の交通ネットワークを整備します。
- ② 建築物の耐震化や不燃化、木造住宅密集地域の改善、水害対策の強化を進めます。あわせて、区民防災組織を中心に区民による防災への取組を支援し、安全で災害に強いまちを形成します。
- ③ 地域の特性にあわせて、区民生活の拠点となる区内各駅周辺の交通結節機能、生活利便機能、都市景観機能を高めます。
- ④ 地域特性にふさわしい自立分散型のエネルギー社会をめざします。

(4) 練馬区の魅力を楽しめるまちづくり

練馬区は、公園や農地などまちのみどりの豊かさと都市生活の利便性が両立しているところに特長があります。それをさらに活かして、多彩な魅力を楽しめるまちづくりを進めます。

- ① 地域特性を活かした中小企業の活性化と魅力ある商店街づくりを推進します。
- ② 練馬区の魅力である都市農業の振興と、多面的機能をもつ都市農地の保全に取り組みます。
- ③ 樹林地など民有のみどりの保全、魅力ある公園の整備により、さらにみどり豊かな練馬を実現します。
- ④ 風を感じながら、自然と文化が織りなす練馬区の多彩な魅力を「まち歩き」「ポタリング」(※)を通して体感できる仕組みづくりに取り組みます。

※ ポタリング… 自転車で散策すること。「ぶらぶらする」という意味の英語から来ています。

(5) ビジョンの実現のために

① 区民・区議会とともに区政を拓く

新しい成熟都市を実現するために、区政や地域の情報を積極的にわかりやすく発信し、区政への関心を高め、区政の窓を大きく開きます。区議会と連携しながら、広範な区民の力を活かし、事業者をはじめ区内の多様な活動主体と協働します。

② 新たな区政の創造

ビジョンの実現に向けて、既成概念にとらわれず、制度や組織の壁を超えて不断に改革に取り組み、職員の力を結集して新たな区政を創造します。

《 戦略計画編 》

戦略計画

本ビジョンで示す施策を進めるうえで、根幹となるリーディングプロジェクトを戦略計画と位置づけます。区民のリアルな行政需要にこたえ、制度や組織の壁を超えた戦略的な取組を計画化します。計画期間は平成27年度～31年度の5か年とします。

各戦略計画では、平成31年度末に向けてめざす「5年後の目標」と、目標を実現するための「5か年の取組」を明らかにしています。

＜戦略計画一覧＞

I 子どもの成長と子育ての総合的な支援

- 計画1 家庭での子育てを応援
- 計画2 「練馬こども園」の創設
- 計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり
- 計画4 子どもたち一人ひとりに質の高い教育を

II 安心して生活できる福祉・医療の充実

- 計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立
- 計画6 障害者の地域生活を支援
- 計画7 病床の確保と在宅療養ネットワークの構築
- 計画8 つながり、見守る地域づくり

III 安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

- 計画9 鉄道、道路などインフラの整備
- 計画10 災害に強い安全なまちづくり
- 計画11 地域生活を支える駅周辺のまちづくり
- 計画12 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

IV 練馬区の魅力を楽しめるまちづくり

- 計画13 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり
- 計画14 農の生きるまち練馬
- 計画15 みどりあふれるまちづくり
- 計画16 風を感じながら巡るみどりのまち
- 計画17 練馬城址公園をにぎわいの拠点に

V 新たな区政の創造

- 計画18 新しい成熟都市に向けた区政の創造

I 子どもの成長と子育ての総合的な支援

計画1

家庭での子育てを応援

< 5年後の目標 >

安心して子育てができる環境の整備

- 1 子ども家庭支援センターに「(仮称)すくすくアドバイザー」を配置
- 2 保護者のニーズに対応した子育て支援サービスを充実

5か年の取組

1 相談支援体制の整備

「育児に関してもっと情報がほしい」「子育てサービスの窓口や手続きがわからない」といったときに、何でも相談できる総合窓口を身近なところに設置するなど、乳幼児期の子育てを応援します。

- (1) 子ども家庭支援センター(練馬駅北分室、光が丘、大泉、関)と区役所内に「(仮称)すくすくアドバイザー」を配置し、子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、必要に応じて関係機関へ橋渡しを行います。
- (2) 子育て情報を取りまとめた情報誌と子育て応援サイト(「ねりまエンゼルナビ」など)を活用して、幅広く情報を提供します。
- (3) 保健相談所と連携して、働く母親・父親が利用しやすいよう土曜日や夜間の時間帯に、母子保健と子育てに関する講演・講座を子ども家庭センターで実施します。

2 多様な子育て支援サービスの充実

保護者の多様なニーズに対応したサービスを提供するため、身近なところで、親子が気軽に交流したり、一時的に子どもを預けられるサービスを拡充します。

(1) 親子で交流できる場の拡充

- ① 光が丘子ども家庭支援センターに分室を新たに開設し、0～3歳の乳幼児と保護者のための遊びと交流の場「子育てのひろば」を通年で実施します。
- ② 子ども家庭支援センターの「子育てのひろば」の開始時間を早め、午前9時(従前は10時)からとします。
- ③ 民設子育てのひろばなど、地域に根ざした子育て支援の充実を図ります。
- ④ 公園などで、0歳～3歳の子どもと親同士が楽しく過ごす外遊び事業「おひさまびよびよ」を区内4か所で開始します。

(2) 多様な一時預かりの充実

- ① 子ども家庭支援センターでの「乳幼児一時預かり事業」では、実施日の拡大や定員増を図ることにより、受入人数を年間延約2万5千人から3万5千人へと1万人増員します。
- ② 区民ボランティアである「援助会員」が子どもの一時預かりを行う「ファミリーサポート事業」では、これまで預かる場所は援助会員、保護者どちらかの自宅でしたが、新たに、独立した預かり場所として「ファミサポホーム」を区内4か所に開設し、より利用しやすくします。

計画2

「練馬こども園」の創設

< 5年後の目標 >

「練馬こども園」の創設により、多様なニーズに応じて教育・保育サービスを選択できる社会の実現

5か年の取組

「練馬こども園」の創設

区では、これまで以上に教育と保育を充実させ、子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がるよう、新たな幼保一元化施設「練馬こども園」を創設します。

特に、3歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたいという保護者のニーズが高いことから、私立幼稚園と協力しながら、この5か年で、つぎの3点の取組を行う幼稚園を「練馬こども園」として認定し、その数を増やすことで保護者の多様なニーズに対応していきます。

将来的には一定の条件を満たす保育所についても「練馬こども園」として認定し、練馬区ならではの幼保一元化をめざします。

(1) 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大

現在、長時間（11時間）の預かり保育を実施している私立幼稚園は、全40園のうち、認定こども園を含め9園にとどまっています。

そこで、預かり保育の仕組みを、通年で11時間保育を実施する「強化型」のほか、利用者の実態に合わせて保育実施日を減らせる「標準型」を新たに設定し、幼稚園の負担を軽減することで、預かり保育に取り組む私立幼稚園を大きく増やします。

これからの私立幼稚園は、充実した幼児教育と保育の両方のニーズを満たします。

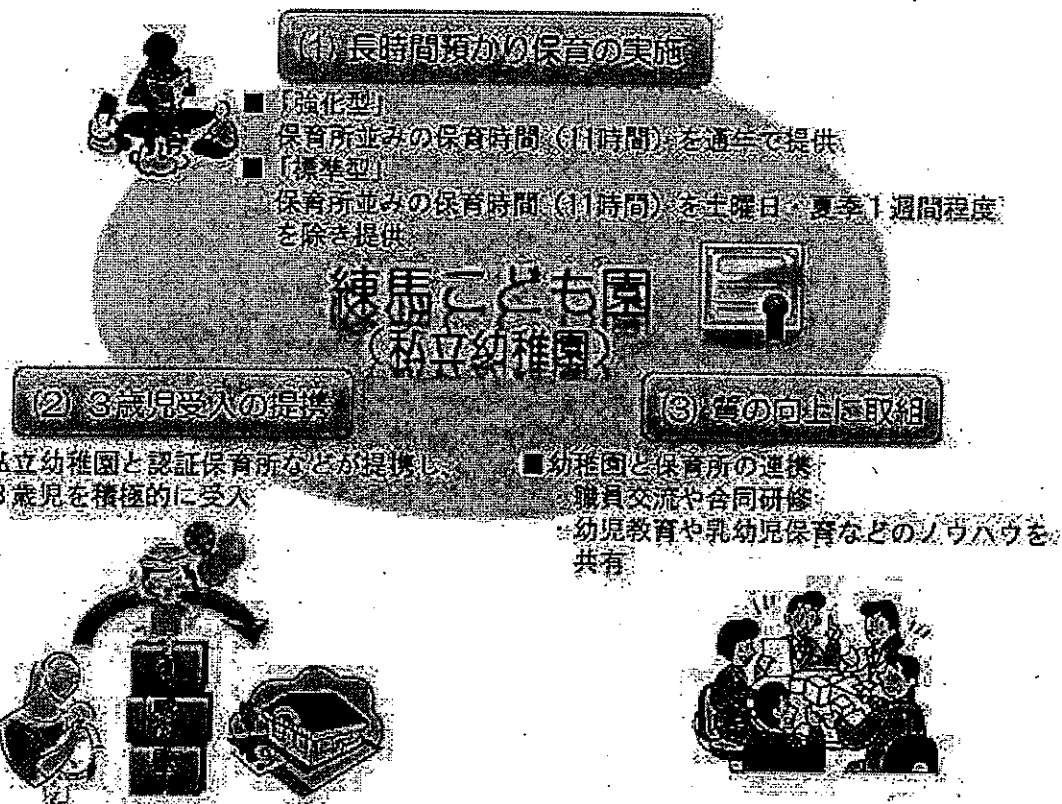
(2) 小学校入学までの切れ目のない教育・保育サービスの実現

主に2歳児までを対象とする認証保育所や小規模保育事業者などの利用者からは、3歳からの預け先確保が問題となる、いわゆる「3歳の壁」に対する不安の声があがっています。

そこで、認証保育所などと私立幼稚園の間で、卒園児受け入れに関する提携を行い、継続した教育・保育が受けられる仕組みを整備します。

(3) 幼稚園と保育所における教育・保育の質の向上

幼稚園と保育所の間で、職員交流や合同研修などを積極的に実施し、それぞれの施設が有する幼児教育や乳幼児保育・障害児保育などのノウハウを共有し、お互いが高め合うことで、教育と保育の一層の充実を図ります。



※ 将来的には、教育・保育の質の向上に取り組む保育所についても、「練馬こども園」として認定することをめざします。

- ① 未就学児の人口は概ね横ばいですが、女性の社会進出などにより、保育サービスの需要は増加・多様化する傾向にあります。区は、平成22年から25年度までの間、認可保育所の整備や認証保育所などの整備を進めて定員を2,578人増やしましたが、平成26年4月現在の待機児童数は487人となっています。
- ② 「練馬区子ども・子育て支援事業計画等の策定に係るニーズ調査報告書」の「学齢別 定期的な教育・保育事業の利用希望」によると、3歳の預け先希望は「預かり保育のある幼稚園」が「延長保育のある認可保育所」と同率で最も高く、4歳以上では「預かり保育のある幼稚園」が最も高い割合となっています。
- ③ 将来的には未就園児数が減少に転じることが見込まれており、施設運営者は多様化する保護者ニーズへの対応が一層求められています。

計画3

すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

< 5年後の目標 >

学童クラブと学校応援団ひろば事業の事業運営を統合し、すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備

5か年の取組

1 練馬型放課後児童対策事業「(仮称)ねりっこクラブ」の実施

「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」の事業運営を統合した「(仮称)ねりっこクラブ」を開始し、すべての小学生に放課後や長期休暇中の居場所を提供します。平成31年度までに20校で開設し、将来的には全小学校での実施をめざします。

(1) 学童クラブの待機児童を解消し、より安全で安心な居場所を確保します。

- ① 希望する児童をすべて受け入れられるようにするため、学校施設を弾力的に活用し、活動スペースを確保します。
- ② 学童クラブの児童とひろば事業の児童がともに過ごせる時間を作ります。

(2) ひろば事業のサービスを充実し、年間を通じた居場所を確保します。

- ① 平日は5日間、長期休暇(夏・冬・春休み)中も実施します。
- ② 学校応援団を通じた地域のつながりと民間の持つノウハウを組み合わせ、豊かで魅力のあるプログラムを提供します。

(3) 区職員のコーディネーターを配置し、学校や地域住民、事業者との調整を行い、事業全体の管理や運営の支援を行います。

2 学童クラブの待機児童解消に向けた取組

「(仮称)ねりっこクラブ」事業の実施を進めるとともに、学童クラブの待機児童解消に向けた取組を行います。

(1) 児童館内学童クラブでの高学年対応

児童館等の中にある学童クラブにおいて高学年の受入を実施し、併せて、児童館の魅力伝えていきます。

(2) 夏休み居場所づくり事業の拡充

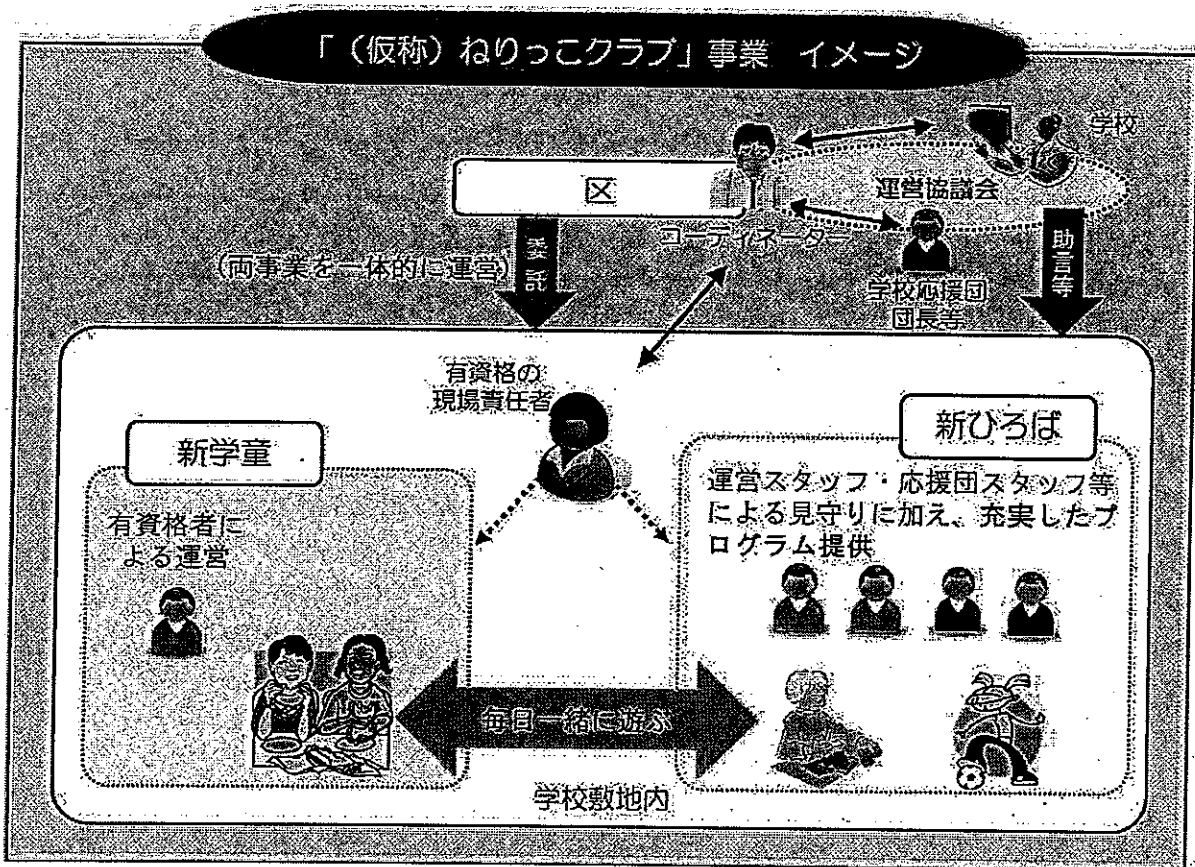
「(仮称)ねりっこクラブ」実施の進捗や待機児童の状況に応じて、夏休み居場所づくり事業を引き続き実施します。実施に当たっては、実施校の拡大も視野に入れて進めます。

(3) 学校外学童クラブへの移動の安全強化

低学年児童について、学校外学童クラブへ安心して通所できるよう、移動する間の安全強化に取り組めます。

3 民間学童保育の支援と育成

現在区内に5施設ある民間学童保育への支援に加え、駅前開設や長時間預かりなど多様な区民ニーズに応えるとともに、「(仮称)ねりっこクラブ」の担い手を育成するため、新たに参入する民間事業者を支援します。



① 学童クラブ事業

学童クラブは、保護者が共働きなどのため放課後保育が必要な子どもを預かる施設で、指導員の指導のもとに遊びや生活を通じて、楽しく生き生きと放課後を過ごすところです。増加する利用需要に対し、定員を超えて受け入れているクラブもあります。平成25年度からは待機児童数が多い地域において、待機児童を対象とした夏休みの緊急受入を行っています。また、平成27年度からは児童福祉法の改正により学童クラブの対象が小学6年生まで拡大され、平成29年度には、6,259名（うち高学年1,048名）の需要が見込まれ、およそ2,000人の受け入れ枠の拡大が必要となります。

② 学校応援団ひろば事業

放課後の子どもたちの居場所づくりを目的として、地域住民を主体として組織する学校応援団が区内全小学校で実施している事業です。学校により実施日数に差があるほか、長期休暇（夏・冬・春休み）中の実施がありません。今後、実施日数の拡大や長期休暇中の実施など、放課後のみならず、年間を通じた子どもたちの居場所づくりを進めていく必要があります。

計画4

子どもたち一人ひとりに質の高い教育を

< 5年後の目標 >

児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かい指導や支援により、夢や目標をもち、困難を乗り越える力を備えた子どもを育成

5か年の取組

少子化が進行する中、次代を担う子どもたちが、夢や目標をもち、困難を乗り越え、自らの未来を力強く切り開きながら健やかに成長できるよう、下記の取組を進めます。

1 学力の定着・向上

豊かな人間性や社会性、健康の増進と体力の向上との調和を図りながら、生きていく上で基盤となる学力が児童生徒にしっかり身に付くよう取り組みます。不登校の児童生徒や家庭環境等によって学習が遅れがちな児童生徒に対しても適切な支援を行います。

育ちと学びの連続性を保てるよう、幼稚園・保育所・小学校の連携強化や小中一貫教育を推進します。

2 子どもたちの伸びようとする力を引き出す教員の育成

授業力や指導力だけでなく子どもの良さを引き出す力など、あらゆる面での教員の資質・能力の向上をめざし、より実践的な研修の充実や外部講師の導入などによる教員の意識改革を進めます。

3 学校の教育環境の整備

I C T環境の整備や学校図書館の機能強化を図るとともに、施設の改修や改築、学校の適正配置を計画的に進めます。

4 家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進

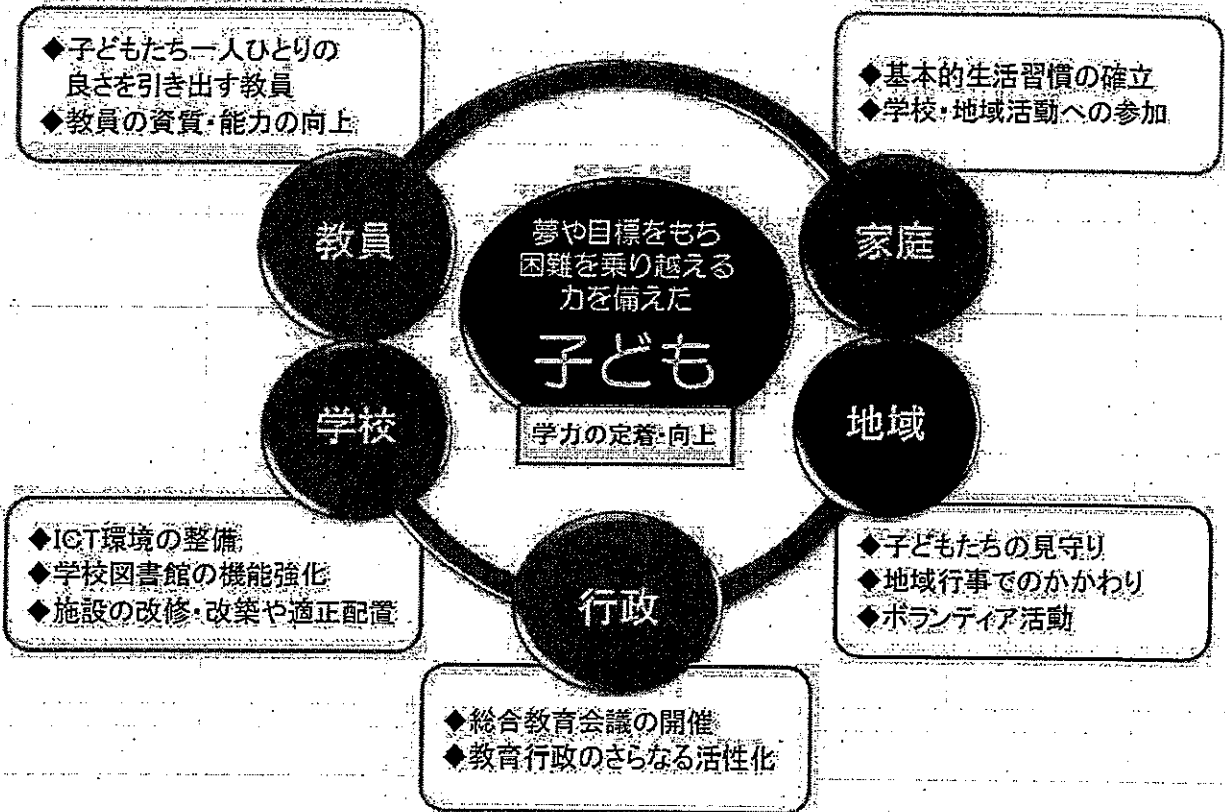
家庭、地域と連携した子どもたちの安全・安心を守る活動を拡充します。地域の人材を授業や部活動に活用していきます。

子どもたちの地域行事への参加やボランティア活動などを通して、子どもたちが役に立てたという思いや達成感を得られるようにします。

5 総合教育会議による教育行政のさらなる活性化

教育に関する様々な課題について、区長と教育委員会が話し合い、方針を示し、協力しながら教育行政の充実と質の高い教育の実現を図ります。

子どもたち一人ひとりに質の高い教育を



- ① 練馬区は、小学校 65 校、中学校 34 校を擁し、児童生徒数は合わせて 46,775 名（平成 26 年 5 月 1 日現在）です。
今後 5 年間の推計では、ほぼ横ばいで推移する見込みです。
2050 年までの人口推計では、年少人口は約 1 万 5 千人減少するため、小中学校の児童生徒数も長期的には減少していくことが見込まれます。
- ② 学校教育を取り巻く環境が複雑化、多様化する中で、児童生徒の学力や体力の低下、いじめや不登校、いわゆる小 1 プロブレム、中 1 ギャップの問題、学校や教員に対する信頼のゆらぎなどへの対応とともに、新たな時代のニーズに対応できる学校教育の在り方が課題となっています。
- ③ 平成 27 年 4 月から教育委員会制度が変わります。区長が主宰する「総合教育会議」が新たに設置され、これまで以上に区長と教育委員会が協力して教育行政を充実させることが求められています。

